

地方税財源の確保・充実等に関する提言

令和 6 年 8 月 2 日
全 国 知 事 会
(地方税財政常任委員会)

I 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

我が国の経済は、各種政策の効果もあり、雇用・所得環境が改善する中で、緩やかに回復している。しかしながら、引き続き物価高により地域経済は未だ厳しい状況にある。また、本年初頭に発生した能登半島地震で被災した地域の一刻も早い復興・再生が望まれている。

このような中、人口減少・少子高齢化は急速に進行しており、強い危機感を持ってその対策に我が国全体で戦略的に取り組んでいく必要がある。

地方財政に目を向けると、こども・子育て政策の強化を含む社会保障費の一層の増加が見込まれる中、地方創生・人口減少対策、脱炭素化の推進、頻発する自然災害に備える国土強靱化などの重要課題への対応のほか、物価高や民間の賃上げ等に伴う財政需要の増加も見込まれる。

これらの状況を踏まえ、地方が国と一丸となり、「賃金と物価の好循環」や「成長と分配の好循環」の実現に向け取り組んでいくとともに、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要である。

このため、地方が責任をもって増大する役割に適確に対応していくためには、地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築とともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すべきである。

なお、地方において積立金現在高が増加しているが、これは、臨時財政対策債償還基金費の臨時的措置による将来の償還に備えた積立てのほか、激甚化・頻発化する自然災害への対応、喫緊の課題である公共施設等の老朽化対策、最近において変動が大きい地方税収への対応など、今後の安定的な地方財政運営のために必要な積立てを行ったものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

加えて、依然として地方債残高が高い水準で推移する中、金利上昇の影響で公債費が増加する可能性など、地方財政の状況は引き続き楽観視できる状況ではない。

1 地方一般財源総額の確保・充実

「経済財政運営と改革の基本方針2024」(2024年(令和6年)6月21日閣議決定)において、2025年度(令和7年度)から2027年度(令和9年度)までの3年間の予算編成に関して「これまでの歳出改革努力を継続」し、「交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」とされた。

このため、引き続き、東日本大震災の復興財源を別枠扱いとした上で、特に増加する社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって、前述の人口減少対策などの重要課題に対応しつつ、安定的に行政サービスを提供できるよう、2025年度（令和7年度）においても、地方交付税等の一般財源総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すべきである。その際、地域における賃金と物価の好循環の実現を支えるため、物価高や民間の賃上げ等に伴う人件費、行政サービス・施設管理等の委託費の増加、金利上昇を踏まえた公債費の財源等を確実に措置すべきである。

2 地方財政計画における必要な歳出の計上

地方歳出は、国の制度に基づく社会保障関係費の増加を、給与関係経費や投資的経費の削減などで吸収するとともに、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。このような中、新たな行政需要の増加に対応するための人材確保、民間給与の継続的な上昇に伴う会計年度任用職員を含む公務員給与の対応、物価高や民間の賃上げに伴う様々な委託料等の増加、公共施設等の老朽化に伴う対応、国土強靱化事業に対する財政需要の増加、更には金利上昇の影響に伴い公債費が増加する可能性など、地方歳出が必然的に拡大する要素が確実に生じており、このような歳出の増加を適切に地方財政計画に計上すべきである。また、地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業の財政需要について明確に措置すべきである。

加えて、今後も増加する社会保障関係費については、その増分を適切に計上するとともに、社会保障と税の一体改革の実施による引上げ分の消費税・地方消費税の増収分を充てることとされている社会保障の充実や消費税・地方消費税率引上げに伴う社会保障支出の増に係る地方負担の増、こども・子育て政策の強化を含む社会保障に係る地方単独事業の経費についても、地方の財政需要としての的確に反映すべきである。

さらに、「デジタル田園都市国家構想事業費」や「地域社会再生事業費」など、地方が責任をもって地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出も確実に地方財政計画に計上すべきである。

なお、一般行政経費（単独）について、令和6年度地方財政対策として、こども・子育て政策の地方単独事業分など4千億円が増額されている。一般行政経費（単独）は、地方が自主性・主体性を発揮して地域の課題解決に取り組むための必要経費であり、地方は、国の制度に基づく国庫補助事業と、地方の実情に応じたきめ細かな地方単独事業を組み合わせ行政サービスを提供し、住民生活の安心を確保している。今後、地方分権改革が進展し、また、地方創生の実現に向けて地方の主体的な役割が高まる中で、地方が自主性をもって、地方単独事業に取り組むことができるよう、今後もその総額を確保・充実すべきである。

また、令和5年度から実施されている地方公務員の定年引上げにより、職員構成や採用計画等に影響が生じることから、各自治体における検討状況も踏まえ、職員数の一時的な増加や年度間での増減に対応するために必要となる財源を安定的に確保するための方策を講じるべきである。

3 地方交付税の総額確保・充実等

地方交付税については、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにす

るとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。なお、地方団体の予算執行等に支障が生じないよう、引き続き、地方交付税関係法案の年度内成立や普通交付税の7月中の早期交付決定に努めるべきである。

また、地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、地方団体が効率的・効果的に行政運営を行うことは当然であるが、地方交付税はどの地域においても一定の行政サービスを提供するために標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえた上で、条件不利地域等、地域の実情に配慮するとともに、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすべきである。

4 臨時財政対策債の縮減と償還財源の確保

臨時財政対策債については、令和6年度を含め、近年抑制傾向にあるものの、依然として極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、その償還額が累増していることを踏まえ、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、併せて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すべきである。

5 社会保障に係る地方財源の確保

消費税・地方消費税の引上げ分は、地方交付税原資分も含めるとその約3割が地方の社会保障財源であることから、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないよう、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講じるべきである。なお、その際、地方に負担を転嫁するような制度改正等を行うことがあってはならない。

また、現在、政府において、全世代型社会保障構築本部を設置し、全世代型社会保障の構築の具体化に向けた本格的な議論が進められているが、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、十分な財源を確保すべきである。

さらに、国民健康保険制度については、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の確立と医療保険制度間の公平に向けた国の負担のあり方について、引き続き地方と協議を行うとともに、2015年（平成27年）1月13日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に行うべきである。また、地域医療介護総合確保基金については、地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築のためにも、その配分に当たっては、都道府県の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたって十分な財源を確保すべきである。

6 強靱な国土づくり等に係る地方財源の確保

（1）防災・減災、国土強靱化対策の強化

現在、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、国・地方を挙げて流域治水対策や地震・津波対策、インフラ老朽化対策など、ハード・ソフト両面で災害予防の徹

底に取り組んでいるところであり、また、「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」や「緊急防災・減災事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」及び「緊急浚渫推進事業債」といった地方財政措置も講じられている。

これらの取組を加速させるため、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中でも5か年加速化対策を強力に推進できるよう例年以上の規模で予算を確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策完了後においても、切れ目なく、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内のできるだけ早い時期に策定し、必要な予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保すべきである。

加えて、能登半島地震で改めて重要性が認識された住宅の耐震化については、全国的な課題であることに鑑み、住宅所有者の費用負担を軽減するため、十分な財政措置を講じるなど、住宅耐震対策の抜本的な強化を図るべきである。

さらに、能登半島地震で改めてライフラインとしての重要性が認識された上下水道施設の耐震化について、今後も持続可能な上下水道の整備ができるよう、国庫補助採択基準を緩和するなど財政措置の強化・充実を図るとともに、5か年加速化対策終了後も必要な財源を確実に措置すべきである。

なお、令和6年度に事業期間が終期となる緊急浚渫推進事業債については、近年頻発化・激甚化する豪雨災害等への対応が引き続き必要であるため、制度を延長すべきである。

(2) 物流・人流ネットワークの早期整備等

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現に向けた取組を加速前進させていくため、物流・人流ネットワークを早期整備・活用し、地方創生に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正を推進する必要がある。

このため、社会資本整備の地域間格差や、条件不利地域、大都市といった多様な条件を抱える地方団体の実情を踏まえ、必要となる投資的事業等を推進すべきである。特に、長期的に多額の費用を要する高速道路や新幹線などの防災・減災に資するインフラの整備・維持に要する新たな財源の創設について検討すべきである。

加えて、地域公共交通は、地域住民の日常生活や社会経済活動の基盤として不可欠なものであるため、そのネットワークの維持・活性化に向けた再構築の取組を着実に推進できるよう、安定的かつ十分な財源を継続して確保すべきである。なお、鉄道は、国民の生活・経済活動に不可欠な社会インフラであることを踏まえ、鉄道災害復旧補助制度における国負担及び地方負担に対する地方財政措置を拡充するとともに、適用要件を緩和するなど、JRも含めた鉄道事業者が、被災した路線を早期に復旧できる制度を構築すべきである。

(3) 公共施設等の適正管理

全国知事会調査によれば、都道府県では、2022年度（令和4年度）からの5年間程度で1.5兆円程度もの需要が見込まれ、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る具体的な取組が一層本格化することから、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」について、地方の実情を踏まえ、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに引き続き、十分な財源を確保すべきである。

あわせて、将来的な人口構造の変化への対応が深刻な課題であることを踏まえ、複数自治体

による広域的な集約化・共同利用など、適正管理を進めるための支援をさらに強化すべきである。

7 公立病院の経営安定化支援

公立病院は、コロナ禍で中核的な役割を果たし、その重要性が改めて認識されたが、国のコロナ政策による経営の歪みや、国民の受療行動の変化に加えて、物価高や賃上げの影響等により、現在もなお極めて厳しい経営環境にある。このような状況を踏まえて、医師・看護師不足や不採算地区など条件不利地域を含むすべての地域において必要な医療を安定的に提供できるよう、繰出金に対する地方財政措置を更に拡充すべきである。また、適切に経営改善に取り組む公立病院の資金繰りの円滑化のための企業債を創設するとともに、地方団体の長期の貸付けについて地方財政措置を講じるべきである。

8 大規模災害からの速やかな復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興について、国は、2021～25年度（令和3～7年度）の5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、この期間の事業規模と財源を定めたところであるが、特例的な財政支援措置を可能な限り拡充するとともに、被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで手厚い財政支援措置を継続し、国の責任において所要の財源を十分に確保すべきである。

また、今年1月に発生した能登半島地震をはじめ相次いで発生している大規模災害から早期に復旧・復興を成し遂げるためには、人的支援の強化など、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組む必要があることから、新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十分な財政措置など、東日本大震災も踏まえた特別の措置を講じるとともに、補正予算を含めた機動的な対応を図るべきである。

9 学校教育を担う人材確保

学校における働き方改革の更なる加速化や、いわゆる「教師不足」の課題解決に向けて、教師が担う必要のない業務等を外部委託する経費についても、十分な財政措置を図るとともに、教員業務支援員及び副校長・教頭の学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援する人材の更なる配置に必要な財源を確保すべきである。

なお、骨太方針2024において、「教職の特殊性や人材確保法の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言を踏まえるとともに、新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善等の各種手当の改善など職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する」とされており、この検討に当たっては、必要な財源のあり方を適切に検討し、その上で必要な財政措置を講じるべきである。

10 公営競技納付金制度の延長

地方公共団体金融機構から地方団体に対する貸付けは、公営競技施行団体からの納付金を積み立てた地方公共団体健全化基金の運用益の活用等により、財政融資資金並みの低金利となっ

ており、財政状況の厳しい地方団体にとって必要不可欠なものとなっていることから、令和7年度で期限が到来する公営競技納付金制度については延長を図るべきである。

1.1 補助金等の見直し

補助金等については、地方の実情を踏まえて自由度を高めるほか、要件の緩和、手続きの簡素化、補助単価等について地方と十分に協議した上で地方の実情を踏まえた見直しを行うべきであり、本来の負担割合を超えた超過負担については、必要な法整備や所要の国費の確保を行うことなどにより、速やかに解消を図るべきである。また、地方団体の予算執行等に支障が生じないよう、補助金等の早期交付決定に努めるべきである。なお、年度を超えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件の弾力的運用を図るべきである。

II 人口減少対策及び地方創生の強力な推進のための財源確保

人口減少・少子高齢化が急速に進行している。人口減少は国全体の問題であり、今こそ、国と地方が方向性を一にして、経済界・労働界をはじめとした各界や国民を巻き込み、我が国一丸となって総力を挙げて人口減少・少子高齢化対策に向けた新たなスタートを切るべき時である。

なお、国においては「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえ、地方が厳しい状況にあることを重く受け止めるとともに、「自然減」「社会減」それぞれの要因に応じた適切な対策や住み慣れた地域で希望をもって住み続けることができる持続可能な地域づくりへの対策を講じていく必要がある。

このため、地方団体が、地域の実情に応じ、少子化に歯止めをかけ、地域の人口減少がもたらす諸課題を克服し、将来にわたる成長力の確保を目指す地方創生を推進し、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、安定的な財源を確保し、財政措置を充実すべきである。

1 子ども・子育て政策の強化のための安定的な財源確保

「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施に当たっては、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めて国の責任において必要な財源を確実に確保すべきである。

なお、子ども・子育て政策の強化に向けては、全国一律で行う施策と地方がその実情に応じて行うきめ細かな事業が組み合わせることが効果的であり、地方が行うサービスの提供などについても、地方団体の創意工夫が活かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図るべきである。

また、「こども・子育て支援加速化プラン」を支える安定的な財源の確保のための子ども・子育て支援金制度については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うとともに、制度導入に伴うシステム改修費等の必要な経費については、適切に財政措置すべきである。

さらに、子ども・子育て政策の強化に係る財源確保のための歳出改革等については、地方の意見を十分に踏まえて検討すべきである。

2 デジタル田園都市国家構想の推進等のための財源確保

(1) 地方創生・地域のデジタル化に必要な経費の拡充・継続

昨年12月に改訂された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、これまで地方が進めてきた地方創生の取組の成果を最大限に活用し、地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくことができるよう、地方財政計画に計上されている「地方創生推進費」や「地域デジタル社会推進費」といった地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すべきである。

(2) 「デジタル田園都市国家構想交付金」等の拡充・継続及び弾力的な運用

「デジタル田園都市国家構想交付金」については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を確実に実行し、地方創生の取組を一層深化・加速化できるよう、安定的に予算枠を確保・拡充するとともに、地方の意見等を十分に踏まえ、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大、手続きの簡素化など、その使途拡大や運用の更なる改善を図るべきである。

また、地方への新しいひとの流れを大きくし、東京一極集中を是正するため、「移住・起業支援事業」により、若者の地方移住に対する支援を強化するとともに、子育て世帯の地方への移住や地方での起業の動きを引き続き後押しすべきである。

3 デジタル社会の実現に向けた財政措置等

(1) デジタル・ガバメントの構築に向けた財政措置

デジタル原則への適合を実現するため、アナログ規制の見直しに向けた取組が進められている中において、デジタル技術を活用した新たな制度を確実に施行していくため、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施するとともに、その維持管理・更新等に対して継続的かつ十分な財政措置を講じるべきである。

また、地方団体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行が円滑かつ確実に実現できるよう、各地方団体の状況に応じたきめ細かなフォローアップに努めるとともに、標準準拠システムへの移行に関して、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、当該システムの状況を十分に把握した上で、所要の移行完了期限を設定するとされたことから、国において、地方団体における状況をしっかりと把握し、移行が困難なシステムを柔軟に認定するなど、各地方自治体の状況を勘案した上で、適切な移行期限を設定するとともに、当該期限までに行う標準化基準に適合させる作業などを含め、令和8年度以降の移行に係る経費についても確実な支援を行うべきである。併せて、令和5年4月以降の標準仕様書の改定への対応に係る令和8年度以降のシステム改修時における経費についても支援を行うべきである。

また、地方団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るデジタル基盤改革支援補助金については、補助対象が限定的であることから、基幹業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修を補助対象とするなど、地方団体の負担が生じないよう確実な財政支援を行うべきである。

さらに、地方団体のガバメントクラウドの利用料については、ガバメントクラウドの利用に応じて地方団体が負担することとされている。システム運用経費等の削減が確実に図られるよ

う、クラウドの利用料について、各地方団体の運用状況を考慮の上、適切に設定されるよう検討し、標準準拠システムの利用料についても、適切な水準となるよう、国が主体的に事業者との調整を行うとともに、運用経費の正確な分析と検証を行い、将来的にも地方の負担増とならないよう検討すべきである。その上で、標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じるべきである。

なお、デジタル行財政改革における「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用」については、自治体の規模や地域の実情、ニーズを十分に踏まえる必要があることから、国と地方が一体となって取組を進められるよう、地方の意見を十分に聞きながら検討するとともに、国・地方双方に効果をもたらすことを踏まえ、必要に応じて国において適切な支援を行うべきである。

(2) 地方における5GをはじめとしたICTインフラ整備への財政措置

光ファイバ、5G等の未整備地域解消に向けては、引き続き整備を着実に進めるため、国庫補助金等による支援制度を拡充すべきである。特に、過疎地域等の整備条件が厳しい地域での整備が進むよう、支援制度の拡充に取り組むとともに、ユニバーサルサービス制度の開始までの間も未整備地域の解消が進むよう、不採算地域における整備が行われた場合の維持管理費に係る支援制度を新たに設けるべきである。また、公設施設の民間移行が円滑に進むよう、支援制度の創設を含め、取組の強化を図るべきである。

(3) マイナンバー制度の推進

今後の行政手続のオンライン化の進展やマイナンバーの利用範囲の拡大を見据えたマイナンバー制度における情報連携、大規模な災害の発生や感染症のまん延等の事態において国民の生命、身体又は財産を守る目的でマイナンバーを活用するシステムの整備に伴い必要となる地方団体のシステム改修等に対しては、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

また、マイナンバーカードの利便性向上に向けた各種免許証や障がい者手帳、健康保険証等との一体化、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービスの実施などに当たっては、地方に過度な負担を課すことがないように、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方団体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うべきである。

4 「ふるさと納税」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」の運用

ふるさとに対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設された「ふるさと納税制度」については、その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口拡大等のきっかけとして地域活性化や人口減少対策に資するものである。2019年度（令和元年度）には「ふるさと納税指定制度」が導入され、法令に定められた基準の下で運用がなされているところである。

今後とも、「ふるさと納税制度」を健全に発展させていくため、各地方団体において各指定基準を踏まえた節度ある運用に引き続き努める必要があるが、国においても、制度本来の趣旨に沿うよう、ふるさと納税制度の健全な運用に向けた取組を進めるべきである。

また、令和6年度で終期となっている「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」については、企業が寄附を通じて地方創生に参画することにより、地方創生を持続可能な取組とするものであり、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方団体のインセンティブともなっている。このため、今後、これまでの取組状況等を検証しつつ、一層の活用促進を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、税の軽減効果を維持した上で5年間延長すべきである。

5 持続可能な地域づくりを推進するための財政措置

安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを推進するため、買物環境や医療・介護提供体制の維持・確保に向け、民間事業者の事業承継等に係る支援や人材確保対策等、各地域が実情に応じて行う持続的な取組に対し、包括的かつ柔軟に支援する新たな制度を創設するなど、財政支援を行うべきである。

6 脱炭素施策への財政措置

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」及び「特定地域脱炭素移行加速化交付金」について、予算規模や交付対象、事業期間等を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善に取り組むべきである。

さらに、民間企業も含めてLED照明や電動車の導入に対する需要が高まる中、地方団体が公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、脱炭素化推進事業債による支援を継続・強化すべきである。

7 魅力あふれる地域づくりのための財政措置

(1) スポーツ・文化施策への財政措置

スポーツ・文化芸術活動の活性化に向けた地方の取組や負担増に対して国費による支援を講じるとともに、地方が実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上や建替等を行うことができるよう、公共施設等適正管理推進事業債の対象施設の弾力的で柔軟な運用等を検討すべきである。

特に、国民スポーツ大会の開催に当たって、施設整備や大会運営等、地元開催地の負担が大きく、国において必要な財政措置を講じることで負担を軽減すべきである。

(2) 観光施策への財政措置

新型コロナによって大きな打撃を受けた観光の本格的な復興を図り、国内観光の活性化やインバウンド需要の復活を地方創生につなげていくため、2025年日本国際博覧会（大阪府大阪市）や2027年国際園芸博覧会（神奈川県横浜市）、東京2025世界陸上競技選手権大会や第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025、第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）や愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会及びワールドマスターズゲームズ2027関西の開催等も見据え、受入環境の整備や観光資源の磨き上げなどに積極的に取り組めるよう、必要かつ十分な財源を確保すべきである。

また、国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意

工夫を生かせる交付金等により地方に配分するよう検討すべきである。

Ⅲ 物価高への対策に係る地方財政措置

現下の物価高から地域の生活・経済を守るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を着実に実施するとともに、今後の経済状況等も踏まえ、引き続き必要な対策を適時的確に講じるべきである。

なお、追加の対策を講じるに当たっては、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤である電力やガスなどエネルギー価格等の安定に向けて、地方団体間で対策の内容に格差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講じるべきである。

また、引き続き国の対策を補完し、地域の実情に応じた対策を機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等も踏まえ、適切な財源措置を講じるとともに、地方に対する交付金については、総額を十分に確保した上で、可能な限り自由度を高くするなど地方の裁量を尊重し、適正な事業期間で効果的な施策を展開できるよう、繰越要件の緩和、基金積立要件の弾力化、対象事業の拡大など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図るべきである。

加えて、公共事業の補助単価や地方債における庁舎・公立病院の建築単価に関する地方財政措置等については、物価高に対応できるよう、実態に即した機動的な見直し等を継続的に行うべきである。

Ⅳ 税制抜本改革の推進等

1 地方法人課税の見直し

地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について、その構成員である法人も幅広くその負担を担うべきという観点から課税されているものであり、地方団体の重要な税源であることから安易な縮減などはすべきではない。また、デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっていく中で、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、地方法人課税のあり方についても検討すべきである。

さらに、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論されなければならない。

以上に十分留意の上、具体的な検討に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞き、以下の点を踏まえるべきである。

（1）収入金額課税制度の堅持

法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

令和6年度与党税制改正大綱において、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与

える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する」とされている。

電気・ガス供給業に関しては、令和2年度・4年度税制改正において、小売全面自由化、送配電・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、また、電気・ガス供給業は消費者にエネルギーの安定供給を行うという公益的性格を依然として有していること、現行方式は地元自治体から多大な行政サービスを受託している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すべきことを強く求める。

(2) 法人事業税の分割基準の見直し

分割基準は前回の見直し（2005年度（平成17年度））から相当期間が経過しており、より実態にあったものに見直すべきである。その際、工場のロボット化・IT化の進展等の社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。また、近年の法人形態や取引形態など社会経済情勢や企業の事業活動の変化等を踏まえた対応についても検討すべきである。

なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

(3) 国際課税ルールの見直しに伴う対応

新たな国際課税ルールにおける「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）については、令和6年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する」とされている。国際的な課税権の配分の基準となる「売上高」は、地方団体が提供するインフラや公共サービスを基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っていると考えられることから、多数国間条約の締結に向けた進捗状況等を注視しつつ、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すべきである。その際には、地方税源部分について国が一括徴収して地方へ帰属する仕組みとするなど、納税者の事務負担等にも配慮した制度を構築する必要がある。

2 自動車関係諸税の見直し

令和6年度与党税制改正大綱において、「自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の

形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する」とされている。

自動車税は、財産税的性格と道路損傷負担金的性格を有する都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源であるが、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中、車体課税に係る税収は、2024年度（令和6年度）は1兆9,839億円で、ピーク時の1996年度（平成8年度）と比較すると、4,300億円程度の税収減が見込まれており、今後も急速な自動車の電動化が進むことを踏まえると安定的な財源確保に懸念がある。

また、電気自動車等については、エンジンを持たず総排気量の値がないため、自動車税種別割において、最低税率（25,000円）が適用されていること等について、税負担の公平性の観点から課題があり、対応を検討すべきとの指摘がある。

このため、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現を、補助金等を含めた施策全体で積極的に進める中で、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮しつつ、税負担の公平性を確保し、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、課税趣旨を適切に踏まえた電気自動車等への自動車税の課税のあり方について、早期に検討すべきである。

3 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分任するという性格を有しており、地方の基幹税目であることを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めるべきである。

また、令和6年度与党税制改正大綱において、「扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。」とされている。今回の扶養控除の見直しに伴い制度上の不利益が生じないように適切な対応を行うとともに、各地方団体が独自に実施している事業についても適切な対応を行えるよう所要の措置を行うべきである。

さらに、今後、各種控除や私的年金の税制のあり方等の個人所得課税の見直しを行う場合には、個人住民税が地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が所得に応じて負担を公平に分かち合うことが重要であることも踏まえ、その充実・確保を前提として検討すべきである。

4 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村の基幹税であるため、税負担の公平性を図りつつ、引き続きその安定的確保を図ることが重要であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

5 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すべきである。

また、限定列挙方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象に随時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かりやすく、かつ税務行政の効率化に資するよう、業種認定に係る取扱いを明確化すべきである。

6 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

全国知事会としては、地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を目指すべきであるとかねてより主張してきた。

令和6年度与党税制改正大綱及び今般の「骨太方針2024」に取り上げられたとおり、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むべきである。

7 地方税務手続のデジタル化の一層の推進とシステムの安全性等の確保

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、eLTAX（地方税ポータルシステム）等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税務手続のデジタル化を一層推進していく必要がある。

具体的には、eLTAXを通じた申告・申請・納付手続の対象税目等を拡大するとともに、令和6年度与党税制改正大綱において、「地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、eLTAX及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。また、eLTAXを通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加するための措置を講ずる」とされていることも踏まえ、eLTAXの更なる活用などを図るべきである。

また、デジタル化・標準化に当たってのシステム構築やシステムの安全性・安定性の担保等は重要な課題であることから、国としても十分な準備期間を確保し、必要な支援や財政措置を適切に講じるべきである。

なお、こうした地方税のデジタル化の一層の推進に当たっては、地方団体の意見を丁寧に聞くことが必要である。

V 課税自主権の活用等

1 課税自主権の積極的な活用

課税自主権は、憲法によって保障された極めて重要な権利であり、厳しい地方団体の財政状況を踏まえて、独自の財源確保や地域における特定政策実現のため、その積極的な活用が求められる。

地方分権改革を進めていく上で、自治体運営の自由度をより一層高めていく必要があり、地域の特色、事情等を踏まえた地方団体の創意工夫を生かすためにも、住民の理解を得ながら、課税自主権の更なる活用、拡充に取り組むべきである。

他方、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源が法定税目とされていることから自ずと限界があり、例えば地方の社会保障財源など歳出の基本を賄う手段としてはふさわしくないことに留意する必要がある。

2 課税自主権の拡大をはじめとする地方の自由度の拡大に向けた検討

地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等は認められているものの、実際の適用には高いハードルがあり、神奈川県臨時特例企業税条例を違法・無効とした2013年（平成25年）3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方団体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」と指摘されたことを踏まえ、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の見直しの検討を進めるべきである。

その観点からも、2012年度（平成24年度）税制改正において導入された「地域決定型地方税制特例措置」については、地方の自主性を尊重するため、地域の実情に応じて適用の拡大を図る方向で検討することが適当である。

VI 国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方団体との役割分担に関する事項、地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項等については、法定化された「国と地方の協議の場」における協議項目とされている。2025年度（令和7年度）の地方財政対策や税制改正等についても、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、地方の実情を踏まえた政策を立案、推進するため、社会保障や地方税財政などの特に重要なテーマについては、分野別分科会等を設置し、地方の意見を適切に反映すべきである。